

過半数組合・過半数代表チェックリスト

加盟組合本部向け

各事業場（支部・分会）単位で過半数労働組合となっているか、過半数に満たない場合に過半数代表者が適切に選出されているかどうかを定期的に確認しましょう。

また、支部・分会にも、同様の取り組みを行うよう促しましょう。その上で、未組織あるいは過半数割れとなっている事業場の組織拡大・組織化に向けた取り組みをしっかりと進めましょう。



1. 36協定など労使協定を締結する際の過半数代表の選出などにどのように取り組んでいますか？

	YES	NO
(1) 支部・分会(事業場単位)で、36協定など労使協定を締結していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 支部・分会(事業場単位)ごとに過半数代表を選出していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 単組(労連)全体ではなく、すべての支部・分会(事業場単位)で「過半数労働組合」か確認していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) 「過半数労働組合」でない場合、その支部・分会(事業場単位)は過半数代表の選出に関与していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【取り組み】
すべての支部・分会（事業場単位）で、過半数代表が適切に選出されるよう取り組みましょう。支部・分会としての積極的な関与を促しましょう

事業場単位の過半数労働組合でない場合、締結した労使協定が無効になります



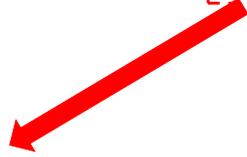
2. 労使協定を定期的に見直していますか？

	YES	NO
(1) 労使協定の締結の都度、職場の実態を把握した上で、協定の内容(36協定で定められた延長時間は必要最小限になっているかどうかなど)を点検するよう、支部・分会に促していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 事業場ごとの実態を把握し、協定内容と職場の実態が異なっている場合、労使協議等で会社に協定の見直しを求めていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

裏面につづきます！



【取り組み】
定期的に職場実態と協定内容を点検し、必要に応じて、会社に協定の見直しを求めましょう



3. 組織化に向けた取り組みについて、以下の点を確認してみましょう。

(1) 過半数組合の把握について

組合全体	<input type="checkbox"/> 過半数を占めている	<input type="checkbox"/> 過半数になっていない
事業場単位	過半数を占めている事業場数	()事業場
	過半数になっていない事業場数	()事業場

(2) 未組織従業員数の把握について

	正社員※	パート・有期※	再雇用など※
従業員数	人	人	人
組合員数	人	人	人
未組織従業員数	人	人	人

※いずれも「管理監督者は除く」

(3) 組織化の取り組みについて

① 「組合員の範囲」の見直しについて検討していますか？	YES	NO
② 支部・分会のある事業所において、非組合員の組織化について検討していますか？		

【取り組み】
すべての支部・分会（事業場単位）で、
①、②の取り組みを通じて、
過半数労働組合となるよう **組織拡大・組織化**に取り組みましょう

